

市街化調整区域における 宿泊施設に関する開発許可基準の規制緩和の概要



大和郡山城跡



法輪寺



ほうらんや火祭り(橿原市)



三輪山



栄山寺

立地可の模式図

観光資源を利用した新たな施設の立地

小規模宿泊施設 (延床面積:原則500㎡以下)

観光資源から概ね500m以内の区域(観光資源の敷地から50m以内の区域を除く)
沿道(観光ルート)から概ね500m以内の区域
最寄の駅・バス停・観光駐車場から対象の観光資源まで徒歩で利用する道路の沿道

階数:2以下
規模:第3種風致地区の許可基準に準じる
建ぺい率40%以下 高さ10m以下 緑地率20%以上
外壁の後退距離:隣地側1m以上、道路側2m以上



中規模宿泊施設 (延床面積:原則2,000㎡以下)

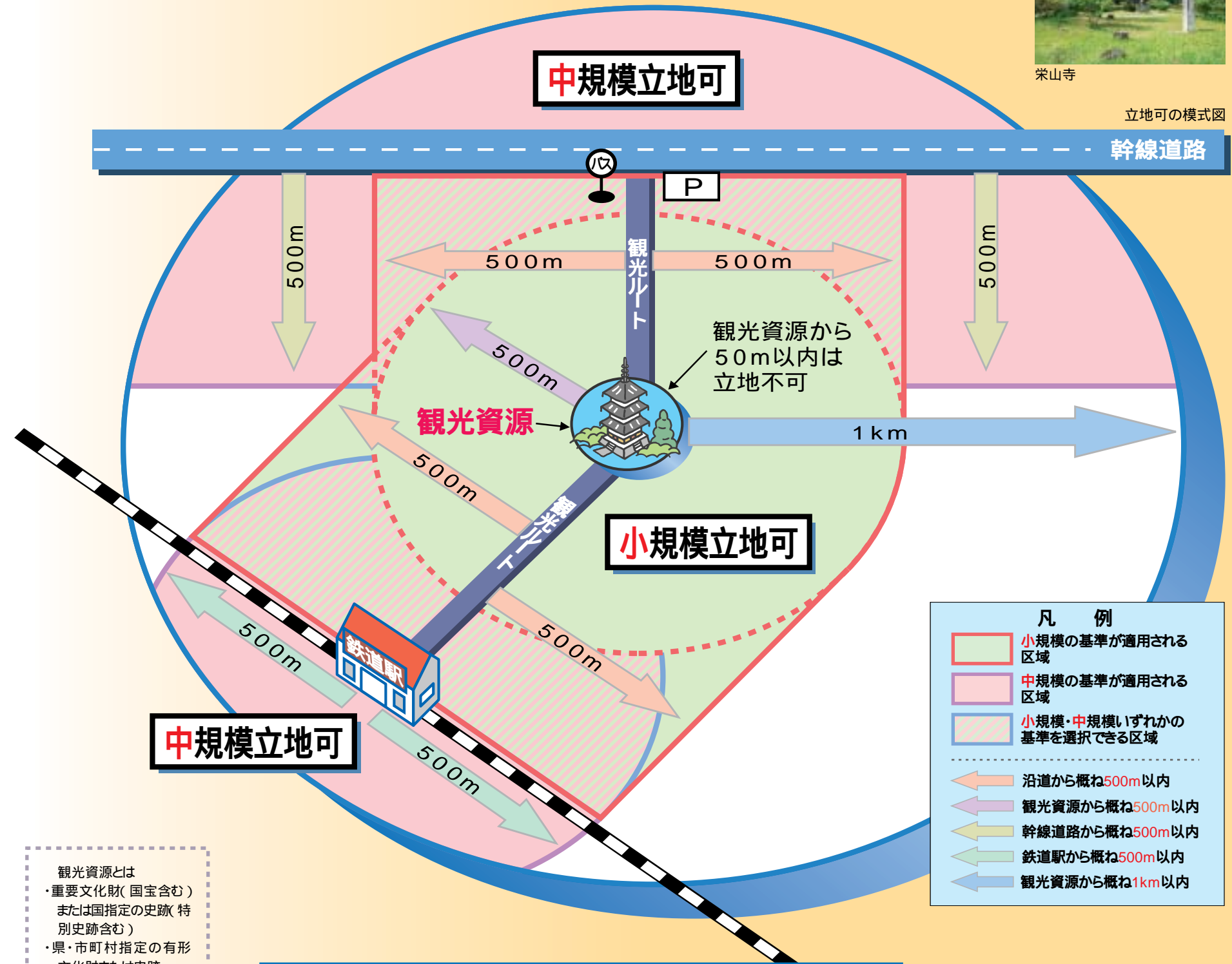
次の2つを満たす区域
・観光資源から概ね500m超~1km以内の区域
・観光資源から概ね1km以内にある幹線道路または鉄道駅から概ね500m以内の区域
市町村の総合計画等に位置づけられた区域

階数:3以下
規模:第4種風致地区の基準に準じる
建ぺい率40%以下 高さ12m以下 緑地率20%以上
外壁の後退距離:隣地側1m以上、道路側2m以上



形態・意匠は、

落ち着いた色調とし、勾配屋根を設ける等対象観光資源や周辺景観と調和していること。



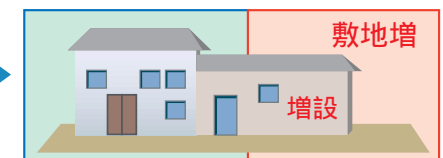
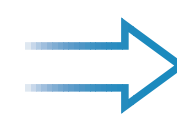
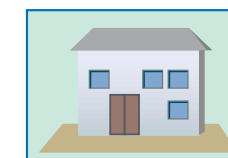
凡例	
	小規模の基準が適用される区域
	中規模の基準が適用される区域
	小規模・中規模いずれかの基準を選択できる区域
	沿道から概ね500m以内
	観光資源から概ね500m以内
	幹線道路から概ね500m以内
	鉄道駅から概ね500m以内
	観光資源から概ね1km以内

観光資源とは
・重要文化財(国宝含む)
または国指定の史跡(特別史跡含む)
・県・市町村指定の有形文化財または史跡

幹線道路とは
・国道、主要地方道または2車線以上の幅員を有する県道もしくは広域的な道路

既存建築物の敷地増を伴う増設等

既存宿泊施設の増設
増加する敷地面積:既存敷地規模または1,000㎡以下



奈良市については、開発許可は奈良市長の権限に属する事務ですので、県の基準は適用されません。自然公園特別地域等における開発計画は、原則として本基準の対象となりません。